

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月)午後1時00分から午後3時14分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員(2名)

委員	4番	平野	昭代
	9番	野田	隆一

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行

次長 竹田 直広

主幹 上村 恭子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年7月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 梅雨末期の雨が降り続いておりまして、今日は朝からですね、本当に九州北部の方は大変な状況ではないかと思っております。特に私の場合農業委員の女性の会議でお知り合いになってる方がたくさんいらっしゃいますので、心配しているところです。熊本の方もですね、明日明後日あたりまで雨のマークがありますけれども、その後は晴天の方が増えてきて、今週中ぐらいには梅雨明けのほうも宣言されるのではないかなと思います。皆様の方では、田植えの方はもう終わりましたでしょうか？ご苦労様でございます。なかなか長雨ですね、畑仕事の方が進まない状況ではないかと思いますが、梅雨明けになりましたら、また一生懸命働きたいなと思っております。今日はですね研修会も含めまして、午後4時頃まで皆様と一緒に勉強を進めてまいりたいと思っております。その前に総会ということですけども、利用状況の調査につきましてタブレットの操作研修で現地確認アプリを利用した利用状況調査の実施につきまして今日は勉強していきたいと思っております。7月8月にかけて地元の担当区域の現地調査の方も入りますので、しっかり使いこなして地元の農地の確認ができればと思っております。また国の方から言われています地域計画の目標地図、こちらの方の達成にあたりまして、お力添えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。本日は、4番平野委員、9番野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中12名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、5番の高島委員、6番の村上委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員2番 清

原委員、3番 上野委員、5番 高島委員、7番 長野委員、11番 青木委員、12番 岡田委員、13番 坂口委員、推進委員5番 木永委員以上8名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、贈与でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの中央斜線部分が申請地です。株式会社星山商店竹迫工場の西側に位置する農地です。4ページが申請地の現況写真です。次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に6ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思込まれ該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思込まれ、該当しません。第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと思われ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。6月30日の午前11時50分頃、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は贈与です。地主に代わり、申請人が長年耕作されておりました。その農地を譲受けることとなり、今回の申請となりました。許可後は同様に畑として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○13番（坂口正子君） これは、家庭菜園をそのまま引き継がれるということでしょうか。

○事務局 今回の譲受人譲渡人は親子でありまして、このままの状態引き継がれると

ということです。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、贈与でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。群山からJA熊本教育センター沿いに広がる農地です。8ページ9ページが現況写真です。10ページは、保有されている農業機械の写真です。次に11ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。第7号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に芝を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ、事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。6月30日午前10時頃私と酒井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は贈与です。申請地のすぐ近くに申請人の自宅があり、効率よく作業を行うことができます。許可後も同様に芝を作付けされる予定のため、農地への影響は心配ないと思われ、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はござ

いませんか?

(異議なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は工場への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央の点線囲みが事業計画地となり、太枠斜線部分が番号1の申請地で、セミコンテクノパークの北西に位置する農地です。

次の13ページが申請地の現況です。14ページが配置図です。申請者は主に各種ガス等を製造・販売を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、近隣の工場にガスを供給する工場を建設する計画です。15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は約9.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となります。なお、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき計画を策定し、その計画区域内であるため転用可能となっております。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午前、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地には農地は接しておらず、敷地の周囲には浸透側溝が整備され雨水等の排水の対策も考えられています。土砂等の流出防止に努めるため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、九州沖縄農業研究センターの西側にあり、県道熊本菊鹿線の西に位置する農地です。次の18ページが申請地の現況です。19ページが配置図です。申請者は建築工事や不動産業等を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地15区画を整備する計画です。20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午後、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東側を除く三方は道路に接しており、農

地には接しておりません。周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります○番○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は太陽光発電設備への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の22ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、合志中部保育園の北側、塩浸川の南に位置する農地です。23ページが申請地の現況です。24ページが配置図です。申請者は不動産業及び再生可能エネルギー発電事業等を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、太陽光パネル210枚を設置し、太陽光発電設備を整備する計画です。25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」

に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 木永推進委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員5番（木永勝幸君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側の一部が農地に接していますが、土地の形状は現在と変わらず、北側の河川に向かって下がっており、土砂等の流出防止に努めるとのことだったため、特段心配はないかと思えます。また、太陽光パネルによる近隣への光害の心配はない旨についても確認しています。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。退席中の委員さんにお戻りいただきますようお願いください。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的はバイオガス発電施設への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の点線囲みが事業計画地となり、太枠斜線部分が所有権移転番号4の申請地で、塩浸川浄化センターの東側、国道387号線の東に位置する農地です。28ページが申請地の現況です。29ページが配置図です。申請者はバイオガス発電事業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、バイオガス発電施設を建設する計画です。30ページを

お願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、北側の申請地につきましては「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、南側申請地は約0.04haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となります。第1種農地は原則転用することは出来ませんが、例外規定の「隣接する土地と一体的に利用する事業であり、第1種農地の割合が3分の1以下であること。」に該当するため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午前、私と村上推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は山林内にあり、農地には接しておらず、雨水等の排水の対策も考えられています。土砂等の流出防止に努めるとのことだったため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

○推進委員20番（清原博幸君） バイオガスの原料は何でしょうか？悪臭が発生するようないいことではないのでしょうか？

○事務局 バイオガス発電は家畜の糞尿や生ごみ、食品廃棄物など湿気が多い物を受け入れまして、それをメタン発酵させましてそのガスを燃料としまして発電をするという仕組みであります。おっしゃいますとおり、受け入れる原料が家畜の糞尿でもありますし臭気の心配もありますが、実績のある会社でもありますし、そこら辺の対策もしっかりされると考えております。

○推進委員20番（清原博幸君） もう一つお願いします。そこへ原料を運ぶ際に使用する道路についても対応はされているのでしょうか？例えば運ぶ際に発生する悪臭についてとか。

○事務局 一般的な仕組みについては伺っていますが、どこから受け入れるかとかまでは確認できていません。また、以前の総会におきまして国道387号線から事業予定地まで入るための道路につきましては拡幅のための転用申請が出ておりましたので車両の進入に関しましては問題ないと考えております。頂いたご意見につきまして、許可書を渡す際に事業者へ対策を行うように伝えます。

○事務局 補足しますと、現地点で糞尿は使用せず果実の搾りかす等を利用するという風には聞いております。ただ将来的には地元で発生する家畜等の糞尿等を使用し地域貢献したいという予定はあるということですが、現時点では悪臭の心配はないかなと考えております。

○13番（坂口正子君） バイオガスを生成した後に残る固形物の処理についてはどうされるのでしょうか？

○事務局 私どももバイオガス施設の申請に関しては受け入れるのが初めてでございます。現在勉強中ではございますが、最終的には肥料として使える仕組みとのことです。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5につきまして上程いたします。

なお、本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1と同一の転用事業ですので、この2つの議案につきまして併せて上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4、5ページをお願いいたします。所有権移転番号5及び賃借権設定番号1の譲受人、譲渡人、貸人、借人土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は貸店舗予定地への転用で、売買による所有権の移転及び賃借権の設定です。議案書別紙の32ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、熊本電気鉄道(株)辻久保営業所の南側にあり、国道387号線の東に位置する農地です。次の33、34ページが申請地の現況です。次の35ページが配置図です。申請者は主に鉄道・路線バス等の一般運輸業を営む法人ですが、不動産業もされており、当該申請地を売買及び賃借により取得し、貸店舗予定地を整備する計画です。36ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、申請地は申請地のみの農地の広がりとなり「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地とな

り許可可能です。また、この事業は熊本都市計画地区計画区域内の開発となっていることから貸店舗予定地造成の用途でも可能となっております。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午後、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地に農地は接しておらず、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5及び農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5及び農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号6につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の38ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が所有権移転番号6の申請地で、福原グラウンドの北側、県道大津植木線の南に位置する農地です。39ページが申請地の現況です。40ページが配置図です。申請者は個人で、当該土地を売買により取得し、個人住宅を建築する計画です。41ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の42ページにお示ししておりますとお

り、申請地は北側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城歯科医院及び公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側は道路に接しており、農地に接しておらず、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号6について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号6は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号7につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。所有権移転番号7の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は農家住宅への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が所有権移転番号6の申請地で、辻区公民館の北側、県道大津植木線の南に位置する農地です。44ページが申請地の現況です。45ページが配置図です。申請者は個人で、当該土地を売買により取得し、農家住宅を建築する計画です。46ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、

申請地は約2.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 5番 高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の四方は道路及び水路に囲まれており、農地に接しておらず、土地改良区管理の水路への排水同意書も取られており、今後も所有予定地内の水路について土地改良区との協議を続けていくとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号7について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号7は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的はコンビニエンスストアへの転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の48ページをお願いします。図面中央より下側の太枠斜線部分が賃借権設定番号2の申請地で、菊池病院の南西側、県道大津植木線の東側に位置する農地です。

次の49ページが申請地の現況です。次の50ページが配置図です。申請者はコンビ

ニエンスストア業等を営む法人で、当該土地を借受け、コンビニエンスストアを整備する計画です。51ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の52ページにお示ししておりますとおり、申請地は約2.2haの農地が連なった区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の三方は道路に接しており、北側に農地が接しておりますが、擁壁等を設置し土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

賃借権設定番号3の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は貸駐車場への転用で、賃借権設定です。議案書別紙の53ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号3の申請地で、中央運動公園グラウンドの北側、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。次の54ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地は、既に砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておまして、それにより

ますと、貸人は、借人より事業所の増築に伴い駐車場が不足するため令和5年4月より賃貸借契約の申し出を受け、土地を有効活用してもらえらるならと現状の状況にしまっていたとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省しています。次の55ページが配置図です。申請者は個人で、当該土地を賃借により借受け、駐車場として整備する計画です。56ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の57ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるいんどり歯科こどもクリニック及び公益的施設であるクローバー保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが無問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 5番 高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年6月30日の午後、私と上野推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側を除く周囲は道路に接しており、一部農地が接していますが、コンクリートブロックを設置し土砂流出に留意することと、特段心配はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福嶋求仁子君） はい、坂口委員。

○13番（坂口正子君） 個人個人の家にはそれぞれに駐車場があると思うのですが、この駐車場っていうのは何のための駐車場なのでしょう？

○事務局長 事務局の丁寧な説明ができてなくて申し訳ありません。そののですね、申請地のすぐ近くだと思いますけれども、歯科医院があるんですよ。歯医者さんの職員の方ですとか関係者の方が止められるとお聞きしています。ですので 借人は個人名ではなく、医療法人の名前で上がってくるべきではないかということで、申請者の方にご指摘もさせていただいたんですけども、歯科医院の名前はありますけれどもまだ法人化はしてないと、そういうことにより個人の名前での申請になっております。

○議長（福嶋求仁子君） はい、齋藤委員。

○8番（齋藤典夫君） 今の質問で思い出したんですけど、僕は毎日往復をしてるとこ

ろなんですけども、もともとあったクリニックが駐車場だったところに増築工事をしているのです、駐車場が足りなくなり今回の申請になったのかなと思います。

○事務局 補足ありがとうございます。その通りでございます。駐車場であったところまで増築して足らなくなるからというような説明でございました。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。事業計画変更番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。既に令和5年1月23日付け、合志市指令農委第11号で許可しております案件の転用目的を建売住宅（16区画）から特定建築条件付売買予定地（16区画）へと事業計画の変更です。議案書別紙の58ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、楓の森小中学校及びはあもにい保育園の西に位置する農地です。次の59ページが申請地の現況です。60ページが変更前で61ページが変更後の配置図です。変更後は特定建築条件付売買予定地16区画を整備する計画です。62ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の62ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能と判断し、既に許可しているところです。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。今回の事業計画の変更併せて、工事期間を令和6年3月末までであったのを令和7年12月末までへと変更されています。内容を審査したところ適当であると判断し、変更内容に問題はございません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明が終

まりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります櫻井推進委員、村上推進委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書7ページをお開きください。第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の8ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の7月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の9ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は38,723㎡です。次の10ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。1番から8番までが再設定です9番から10番までが新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、使用貸借権、ピーマン・ナス	10年	0円
番号 2、賃借権 米・麦	10年	20,000円2筆
番号 3、賃借権、ピーマン・ナス・米・麦	10年	20,000円5筆
番号 4、賃借権、資料作物・トウモロコシ	10年	15,000円3筆
番号 5、賃借権、ごぼう	10年	15,000円
番号 6、賃借権、水稻	10年	15,000円3筆
番号 7、賃借権、資料作物	5年	15,000円
番号 8、賃借権、稲作	5年	15,000円
番号 9、賃借権、野菜	10年	14,700円
番号10、賃借権、資料作物	5年	12,000円

次の11ページは、9ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は2件11,778㎡でございます。内契約予定件数が2件11,778㎡でございます。内契約が無い件数0件0㎡です。今回2件は次の契約が予定されております。これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の12ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出がっております。場所を説明します。議案書の13ページをお開きください。図面中央の太枠部分が番号1の届出地です。九州自動車道の西側、ドン・キホーテ合志店の北側に位置する農地です。現地はすでに公衆用道路として使用しており、現況の地目に合わせるための届出となります。申請者からは「農地法についての知識が乏しく許可が必要ということを知りませんでした。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の14ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。場所を説明します。議案書の15ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。百合ヶ丘保育園の東側に位置する農地です。個人住宅を建設するための転用です。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたりまして、慎重審議を頂きまして有難うございました。以上を持ちまして、「令和5年7月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉 会 午後3時14分